

市第33号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
 条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
 一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
 条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
 条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正
 する。

第7条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め
 る。

別表第1に次のように加える。

南部市場駅北地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜 国際港都建設計画南部市場駅北地区地区計画において地 区整備計画が定められている区域
----------------------	---

別表第2に次のように加える。

		1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに 類するもの
--	--	--

南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	6 自動車教習所 7 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 法別表第2(リ)項第3号及び(ロ)項第1号に掲げる工 場 12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用 のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。 ）
--------------------------	---	--

別表第5中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第7に次のように加える。

南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から前面道路 の境界線までの距離は、10 メートル以上とする。	次のいずれかに該当 する建築物又は建築物 の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降 するためのエレベ ーター、エスカレー ター、階段又はスロ ープ
--------------------------	---	--	---

別表第8中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第12に次のように加える。

南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	100分の12	
--------------------------	---	---------	--

別表第13に次のように加える。

		1 建築物等の形態意匠は 、周囲への景観的調和に 配慮したものとし、刺激	
--	--	--	--

南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	的な色彩又は装飾は用い ない。 2 屋外広告物の色彩、大 きさ及び形状は、周囲へ の景観的調和に配慮した ものとする。	—
--------------------------	---	--	---

第2条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改
め、同表緑長津田地区地区整備計画区域の項中「(リ)項第3号」を
「(㊦)項第3号」に改め、同表ヨコハマポートサイド地区地区整備
計画区域の項中「別表第2(リ)項」を「別表第2(㊦)項」に改め、同
表青葉鴨志田地区地区整備計画区域の項中「別表第2(㊦)項第1号
」を「別表第2(㉔)項第1号」に改め、同表金沢幸浦二丁目マーチ
ャンダイジングセンター地区地区整備計画区域の項中「別表第2
(㊦)項第1号⁽¹³⁾」を「別表第2(㉔)項第1号⁽¹³⁾」に改め、同表綱島サ
スティナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域の項中「別
表第2(リ)項第3号」を「別表第2(㊦)項第3号」に、「別表第2(リ)
項第4号」を「別表第2(㊦)項第4号」に改め、同表南部市場駅北
地区地区整備計画区域の項中「別表第2(リ)項第3号及び(㊦)項第1
号」を「別表第2(㊦)項第3号及び(㉔)項第1号」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成
30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

南部市場駅北地区地区整備計画区域内における建築物の構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限を定めるとともに、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（太線部分が改正案）

第 1 条 関 係

（建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度）

第 7 条 別表第 5 (㌠) 欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場合にあつては、同表(i) 欄に掲げる地区）内の建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ は、それぞれ同表(i) 欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ に関する制限を受ける区域又は地区の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ は、同項の規定による当該各区域又は地区内の建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の限度にその敷地の当該区域又は地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 建築物の敷地が第 1 項の規定による建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ に関する制限を受ける区域又は地区と当該制限を受けない区域又は地区にわたる場合においては、当該制限を受けない区域又は地区について、当該区域又は地区内にある建築物の敷地の部分に係る法第 53 条第 1 項の規定による建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の限度を当該区域又は地区の第 1 項の規定による建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の限度とみなして、前項の規定を適用する。

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
(省 略)	
南部市場駅北地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜 国際港都建設計画南部市場駅北地区地区計画において地 区整備計画が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限 (第5条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 自動車教習所 7 畜舎 (店舗に附属するものを除く。) 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 法別表第2(リ)項第3号及び(ロ)項第1号に掲げる工 場 12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (自己の使用 のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)

(備考省略)

別表第5 建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度 (第7条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度
(省 略)		

別表第7 壁面の位置の制限 (第9条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			
南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から前面道路 の境界線までの距離は、10 メートル以上とする。	次のいずれかに該当 する建築物又は建築物 の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降 するためのエレベ ーター、エスカレータ ー、階段又はスロー プ

(備考省略)

別表第8 建築物の高さの最高限度 (第10条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
		(1 省略)	次に掲げる 条件に該当す る建築物 1 山下公園 通り地区地 区整備計画 区域の項(う) 欄第2号(1) 及び(3)の条 件に該当す ること。 2 山下公園 通り地区地 区整備計画 区域の項(う) 欄第2号(2) アからエま

<p>山下公園通り 地区地区整備 計画区域</p>	<p>—</p>	<p>2 次に掲げる条件に該当する場合 にあつては、45メートル</p> <p>(1) 建築物の$\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$が10分の8 以下であること。 (2)及び(3)省略</p>	<p>でのいずれ かに該当す る日常一般 に開放され た空地又は 同号(2)オに 該当する日 常一般に開 放された建 築物の部分 を有し、公 開空地率が 、10分の1. 5以上であ ること。 3 建築物の 高さ45メー トルを超え る部分を住 居の用に供 しないこと 。</p>
(省 略)			
		(省 略)	
A - 2 地区		(1 省略)	<p>2 次に掲げる条件に該当する場合 にあつては、150メートル</p> <p>(1) 建築物の$\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$が10分の8 以下であること。 (2)及び(3)省略</p>
(省 略)			
A - 4 地区		(1 省略)	<p>2 次に掲げる条件に該当する場合 にあつては、200メートル</p> <p>(1) 建築物の$\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$が10分の8 以下であること。</p>

北仲通北再開 発等促進地区 地区整備計画 区域		(2)省略)	—
	B-1地区	(1省略) 2 次に掲げる条件に該当する場合 にあつては、150メートル (1) 建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ が10分の8 以下であること。 (2)及び(3)省略)	
	B-2地区	(1省略) 2 次に掲げる条件に該当する場合 にあつては、150メートル (1) 建築物の $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ が10分の8 以下であること。 (2)及び(3)省略)	
	(省 略)		
(省 略)			

(備考省略)

別表第12 建築物の緑化率の最低限度 (第19条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	100分の12	

(備考省略)

別表第13 建築物等の形態意匠の制限 (第24条・第30条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限となら ないもの	適用の除外
(省 略)			
		1 建築物等の形態意匠は	

南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	、周囲への景観的調和に 配慮したものとし、刺激 的な色彩又は装飾は用い ない。 2 屋外広告物の色彩、大 きさ及び形状は、周囲へ の景観的調和に配慮した ものとする。	—
--------------------------	---	--	---

(備考省略)

第2条関係

別表第2 建築物の用途の制限 (第5条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
瀬谷駅周辺地 区地区整備計 画区域	A 地 区	(1から4まで省略) 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
	(省 略)	
	商業ゾーンA 商業ゾーンB ビジネスゾ ーンA ビジネスゾ ーンB プロムナード ゾーンA	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指 定された分区の区域外にあるもの。ただし、この項の 規定の施行の際現に存する建築物で第1号から第4号 までに掲げる用途に供する部分（以下この項において 「当該部分」という。）を有するもの（以下この項に おいて「既存建築物」という。）の敷地において、当 該既存建築物を除却し、当該既存建築物の当該部分と 同一の用途に供する部分（その床面積の合計が当該既 存建築物の当該部分の床面積の合計を超えないもの に限る。）を有する建築物を新築する場合を除く。 (1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
		次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指 定された分区の区域外にあるもの

みなとみらい 21中央地区地 区整備計画区 域	プロムナード ゾーンB	(1 省略) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	インターナシ ヨナルゾーン A	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指 定された分区の区域外にあるもの。ただし、既存建築 物の敷地において、当該既存建築物を除却し、当該既 存建築物の当該部分と同一の用途に供する部分（その 床面積の合計が当該既存建築物の当該部分の床面積の 合計を超えないものに限る。）を有する建築物を新築 する場合を除く。 (1 から 5 まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	インターナシ ヨナルゾーン B 1	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指 定された分区の区域外にあるもの (1 省略) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	インターナシ ヨナルゾーン B 2 インターナシ ヨナルゾーン C インターナシ ヨナルゾーン D ウォーターフ ロントゾーン	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指 定された分区の区域外にあるもの。ただし、既存建築 物の敷地において、当該既存建築物を除却し、当該既 存建築物の当該部分と同一の用途に供する部分（その 床面積の合計が当該既存建築物の当該部分の床面積の 合計を超えないものに限る。）を有する建築物を新築 する場合を除く。 (1 から 5 まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	(省 略)	
緑長津田地区 地区整備計画 区域	(省 略)	
	E 地 区	(1 から 5 まで省略) 6 法別表第 2 (ロ) 項第 3 号及び ^(ロ) 項第 3 号に掲げる工 ^(リ) 項第 3 号 場

(省 略)			
北仲通南地区 再開発地区整 備計画区域	—	1 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (2から4まで省略)	
ヨコハマポー トサイド地区 地区整備計画 区域	A — 1	1 法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項 (2省略)	
	A — 2 A — 3 (1)	1 法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項 (2及び3省略)	
	A — 3 (2)	法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項	
	(省 略)		
	B — 2 (1)	1 法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項 (2及び3省略)	
	B — 2 (2) C — 3 C — 4	1 法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項 (2省略)	
	D — 1 D — 2 D — 3 F — 1 F — 2	法 別表第2(㉔)項に掲げる建築物 別表第2(㉕)項	
	(省 略)		
	元町通り街 並み誘導地区 地区整備計画 区域	元町通り側地 区A 元町通り側地 区B	(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
	(省 略)		
(省 略)			
山下公園通り 地区地区整備 計画区域	—	(1省略) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (3省略)	
(省 略)			

保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	業務系A地区	(1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3 (7から13まで省略)
	(省 略)	
(省 略)		
みなとみらい21新港地区地区整備計画区域	A 地 区	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの (1及び2省略)
	B 地 区	3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	C 地 区	(4省略)
港北ニュータウンセンター北地区地区整備計画区域	基幹商業・業務地区	(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	業務・文化地区	(省 略)
	商業・住居B地区	(1省略) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
港北ニュータウンセンター南地区地区整備計画区域	基幹商業・業務地区	(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	(省 略)	
	商業・住居B地区	(1省略) 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
新横浜長島地区地区整備計画区域	業務商業地区	(1から3まで省略)
	A地区 業務商業地区 B地区	4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
(省 略)		

元町地区地区 整備計画区域	A 地区	(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	(省 略)	
(省 略)		
北仲通北再開 発等促進地区 地区整備計画 区域	A - 1 地区	(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	A - 2 地区	(1から4まで省略) 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	A - 3 地区	(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	A - 4 地区 B - 1 地区 B - 2 地区	(1から4まで省略) 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	B - 3 地区	(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	C 地区	(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u> に規定するもの 第130条の9の3
	たまプラーザ 駅周辺地区地 区整備計画区 域	A - 1 地区
(省 略)		
二俣川駅北口		(1から5まで省略)

駅前地区地区 整備計画区域	—	6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
(省 略)		
日本大通り用 途誘導地区地区 整備計画区域	A 地区	(1から4まで省略) 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (6省略)
	B 地区	(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5省略)
上大岡C南再 開発促進地区 地区整備計画 区域	—	(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5省略)
(省 略)		
伊勢佐木町1 ・2丁目地区 地区整備計画 区域	—	(1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
(省 略)		
戸塚駅西口地 区地区整備計 画区域	ア 地区	(1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (7省略)
	イ 地区	(1から6まで省略) 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (8省略)
		(1から4まで省略) 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する

	ウ 地 区	<p>令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (6省略)</p>
(省 略)		
東戸塚西地区 地区整備計画 区域	A - 1 地区 A - 2 地区	<p>(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3</p>
	B 地 区	<p>(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3</p>
	(省 略)	
(省 略)		
山下町本町通 り地区地区整 備計画区域	A 地 区 B - 1 地区 B - 2 地区	<p>(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (9省略)</p>
	B - 3 地区	<p>(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5省略)</p>
長津田駅北口 地区地区整備 計画区域	A 地 区	<p>(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5省略)</p>
	(省 略)	
馬車道地区地 区整備計画区 域	—	<p>(1から7まで省略) 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (9及び10省略)</p>
		<p>(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する</p>

戸塚駅前中央 地区地区整備 計画区域	A - 1 地区	令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5及び6省略)
	A - 2 地区	(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (4及び5省略)
	A - 3 地区	(1及び2省略) 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (4及び5省略)
	(省 略)	
(省 略)		
日ノ出町駅前 A地区地区整備 計画区域	I 地区	(1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (7省略)
	II 地区	(1から3まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5省略)
(省 略)		
戸塚駅西口第 3地区地区整備 計画区域	—	(1から6まで省略) 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3
青葉鴨志田地 区地区整備計 画区域	A 地区	(1から14まで省略)
	B 地区 C 地区	15 法 別表第2(3)項第1号に掲げる工場 別表第2(4)項第1号
(省 略)		
(省 略)		
金沢八景駅東 口地区地区整	—	(1から5まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する

備計画区域		<p>令 <u>第130条の9の5</u>に規定するもの 第130条の9の3</p>
二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地区 B 地区	<p>(1から4まで省略)</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u>に規定するもの 第130条の9の3</p>
(省 略)		
金沢幸浦二丁 目マーチャン ダイジングセ ンター地区地 区整備計画区 域	—	<p>(1及び2省略)</p> <p>3 法 <u>別表第2(5)項第1号(13)</u>、(14)、(16)から(22)まで、(24) <u>別表第2(6)項第1号(13)</u> 、(29)及び(30)に掲げる事業を営む工場（この項の規定 の施行の際現に存するこれらの事業を営む工場の敷 地において、同一の事業を営む工場の用途に供する 建築物を建築する場合を除く。）</p> <p>(4から9まで省略)</p>
神奈川大口通 地区地区整備 計画区域	—	<p>(1及び2省略)</p> <p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u>に規定するもの 第130条の9の3</p> <p>(4から6まで省略)</p> <p>7 計画図に示す都市計画道路3・6・6号大口線の 区域の境界線（以下この号において「境界線」とい う。）からの水平距離5メートル以内に存する土地 を敷地の全部又は一部として使用するもので、次の いずれかに掲げるもの</p> <p>(i) 1階を住居の用に供するもの（1階の一部に次 に掲げる建築物の用途以外の用途に供する部分 を含むものを除く。）</p> <p>(アからクまで省略)</p> <p>ケ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 する令 <u>第130条の9の5</u>に規定するもの 第130条の9の3</p> <p>(コからスまで及び(2)から(8)まで省略)</p>
(省 略)		
東神奈川一丁 目地区地区整 備計画区域	A 地区	<p>(1から4まで省略)</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 <u>第130条の9の5</u>に規定するもの 第130条の9の3</p>

		(6 省略)
		(省 略)
		(省 略)
大船駅北第二 地区地区整備 計画区域	A 地 区	(1 から 5 まで省略) 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (7 省略)
		(省 略)
エキサイトよ こはま22横浜 駅西口駅前・ 鶴屋町地区地 区整備計画区 域	A 地 区	(1 から 3 まで省略) 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令 第130条の9の5に規定するもの 第130条の9の3 (5 省略)
	B 地 区	
	C 地 区	
	D 地 区	
		(省 略)
綱島サスティ ナブル・スマ ートタウン地 区地区整備計 画区域		(省 略)
	B 地 区	(1 から 6 まで省略) 7 法 別表第2 (㉔)項第3号に掲げる工場 別表第2 (㉕)項第3号 8 法 別表第2 (㉔)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は 別表第2 (㉕)項第4号 処理に供するもの
	C 地 区	(1 から 4 まで省略) 5 法 別表第2 (㉔)項第3号に掲げる工場 別表第2 (㉕)項第3号
	D 地 区	(1 から 5 まで省略) 6 法 別表第2 (㉔)項第3号に掲げる工場 別表第2 (㉕)項第3号 7 法 別表第2 (㉔)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は 別表第2 (㉕)項第4号 処理に供するもの
		(省 略)
南部市場駅北 地区地区整備 計画区域	—	(1 から10まで省略) 11 法 別表第2 (㉔)項第3号及び(㉕)項第1号に掲げる工 別表第2 (㉕)項第3号及び(㉔)項第1号 場 (12省略)

(備 考 省 略)